主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人訴訟代理人の上告趣旨は末尾添附別紙記載のとおりである。

論旨第一、二点に対する判断

原審の認定した事実を基礎として考えると本件の様に、上告人の代金額を定めな い申入れに対し被上告人から代金額を定めた返答があり、これに対して上告人が代 金額を争い、両三回に亘り被上告人から被上告人の定めた代金額を受諾すべき旨の 申入があつたに拘わらず上告人がこれに応じなかつた如き場合においては代金額の 不一致により契約が成立しなかつたものと見るのが通常である。所論の様に契約が 成立したものと見ることこそ却つて社会通念に反するものといわなければならない。 従つて所論の様な特別事情説明の必要などはない。原審がその認定した事実に基き 上告人主張の延期契約が成立しなかつたものと判定したのは当然で何等違法はない。 本訴請求が是認される為めには上告人において上告人主張の延期契約が成立したこ とを主張立証しなければならないもので、これに対し原審は結局右契約成立の事実 を認定することが出来ないとして上告人の請求を棄却しただけで積極的事実を認定 してその事実に基いて請求を棄却したのではない。右契約成立を認め得ないとする 判断に到達する径路の事実において多少当事者の主張に合致しない事実を認めたと しても当事者の主張しない事項を認めた違法ありとすることは出来ない。論旨第二 点末段所論の如き事項に付き裁判所に釈明の義務あるものでないこという迄もない。 論旨はいずれも理由がない。

論旨第三点に対する判断

本件立木の所有権が所論十年の期間満了の時において被上告人に帰したか或は原

判示八月十日頃に被上告人に帰したかの時期の問題の如きはいずれにしても上告人の権利に何等の消長なく、従つて原判決主文に影響はないから論旨は理由なきに帰する。

よつて民事訴訟法第四〇一条第九五条第八九条に従い裁判官全員一致の意見で主 文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎